

## 「文化庁と大学・研究機関等との共同研究」委託実施要項

令和 2 年 3 月 2 6 日  
文化庁次長決定  
令和 4 年 2 月 8 日一部改正  
令和 5 年 3 月 1 4 日一部改正

### 1. 趣旨

「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、「地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。」と、文化庁の京都移転とともに文化庁の機能強化の必要性が明記された。また、平成 29 年 6 月 23 日には、文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布・施行された。

このような状況のもと、文化庁では、文化芸術に関する施策を更に強力に推進するため、新・文化庁の構築に向け、機能強化に取り組んでいるところである。

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（平成 29 年 7 月 25 日の文化庁移転推進協議会）では、機能強化の方向性として、文化政策形成機能の強化や開放的・機動的な文化政策集団の形成、関係府省庁・地方公共団体・民間・大学・文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制による新たな領域への積極的な対応の強化などが示され、「大学との連携を生かした文化政策調査研究」が具体的な取組の 1 つとして挙げられている。

文化庁においては、こうした新たな政策ニーズ等に対応するため、民間や大学等にも開かれた体制づくり、連携を生かした文化政策形成機能の強化に取り組むことが求められている。

本研究は、上記を踏まえ、大学等との連携を通じて、大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用した共同研究を実施することにより、文化庁の政策研究機能の強化及び文化政策研究の推進を図るとともに、文化政策における研究者ネットワークの構築を目的とする。

### 2. 委託内容

- (1) 大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用した、文化庁の政策研究機能の強化、文化政策研究の推進、文化政策における研究者ネットワークの構築に資する共同研究
- (2) 上記（1）の遂行に資する研究会、シンポジウム等の実施運営
- (3) 上記（1）の目的達成に必要な各種資料の作成
- (4) その他、上記の業務に付随する必要な事務

### 3. 委託先

委託先は、法人格を有する団体（以下「実施団体」という。）とする。

#### 4. 委託期間

業務の実施期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

#### 5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

#### 6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が委託契約に違反したり、実施に当り不正若しくは不当な行為をしたとき、又は、委託業務の遂行が困難であると認めたときは委託の解除や経費の全部若しくは一部について返還を命じることができる。

#### 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託という。」）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

#### 8. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（委託契約を解除又は廃止したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

#### 9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書に基づき調査（現地調査を含む）を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の委託費の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 10. その他

- (1) 文化庁は、実施団体による業務の実施が、委託契約に違反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるように求めることができる。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導、助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じて委託業務の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は文化庁委託業務実施要領及び委託契約書に従うものとする。

## 審査要領

令和7年度大学・研究機関等との共同研究事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

## 記

## (秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

## (利害関係者の審査)

第2 審査委員は、別添の「審査委員の利害関係者に対する審査基準」に従い、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
  - ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
  - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
  - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
  - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
  - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
  - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

## 審査委員の利害関係者に対する審査基準

委託事業の選定に際し、審査委員と競争参加者との間に利害関係が生じている場合は、原則として、次のとおり行うものとする。

### (1) 利害関係者の範囲

審査委員と競争参加者との間に強い関係性を有していて当該競争参加者の審査を行うことが適切ではないとみなされる例は、以下のとおりである。

#### ○利害関係者の範囲例

- ・ 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

### (2) 利害関係の報告

審査委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当官に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は以下に従って処理しなければならない。

#### ①審査委員と競争参加者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

審査委員は、その利害関係を有している競争参加者の審査から外れなければならない。

#### ②それ以外の関係性を有している場合

審査委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合※も、その競争参加者の審査から外れなければならない。

事業担当課は、第三者機関にその見極めの判断を求めなければならない。この場合の第三者機関としては当該審査委員会が適当である。

第三者機関は、申し出のあった審査委員以外の委員の中から委員長を決め、当該審査委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、第三者機関はその判断を拒否することもできる。この場合、当該審査委員はその競争参加者の審査からは必ず外れなければならないこととなる。また、当該審査委員自らがその競争参加者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該競争参加者の審査から必ず外れなければならない。なお、事務担当課は、第三者機関による判断の結果とその理由等を必ず記録して保管しておかなければならない。

※例えば、委員自身が、企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

### （３）審査委員の再選定

審査委員が審査から外れることによって２名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、もはや審査の公正性を担保することができないことから、該当する審査委員を選定し直さなければならない。